

「ふるさと応援寄附金」のご案内



大峠のニッコウキスゲ

下郷町では「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち 下郷」をスローガンに「未来につなぐまちづくり」に向けて、いろいろな施策を展開しています。

本町の進めるまちづくりに共感し、「応援したい」、「協力したい」というあなたの想いを、寄附という形でお待ちしております。

寄附金の活用方法

寄附金は次の事業に大切に活用させていただきます。

- 1、子育て支援等の福祉事業
- 2、地域資源を活かした交流事業
- 3、教育・文化の充実に係る事業
- 4、おまかせ（使途を特定しないもの）

寄附の手続き

1 寄附申出

役場総務課へご連絡下さい。寄附申出書及び関係書類をお送りいたします。連絡は、電話、ファックス、電子メールでお願いいたします。なお、このホームページからも寄附申込書をダウンロードできます。

2 寄附申込書の記載・提出

寄附申込書に必要事項を記載し、郵送、ファックス、電子メール等で総務課総合政策係へお送り下さい。

役場に直接ご持参いただいてもかまいません。

3 寄附

《現金・書留等》

直接お持ちいただくか、現金書留で郵送して下さい。(郵送料についてはご自身でご負担願います。)

《ゆうちょ銀行からの振込み》

郵便振込み専用の振込み用紙を送付しますので、金額をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行でお振込みをお願いします。(振込み手数料は不要です。)

《銀行や農協からの振込み》

三連の納付書を送付しますので、金額をご記入のうえ、最寄りの銀行及び農協でお振込みをお願いします。(東邦銀行及び会津よつば農業協同組合については振込み手数料が不要ですが、それ以外の銀行、農協等については振込み手数料がかかりますので、恐れ入りますがご自身でご負担をお願いします。)

4 寄附の優遇税制

ふるさと納税を行った場合、2,000円を超える寄附をすると、2,000円を超える部分について、所得税や個人住民税から一定の限度額まで控除を受けることができます(詳しくは総務省ふ

るさと納税ポータルサイトでご確認ください)ので、領収書等の証明書は大切に保管ください。

控除を受けるためには、原則確定申告をする必要がありますが、条件を満たす場合には「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用し控除を受けることもできます。

5 ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、寄附先の地方公共団体が、寄附をされた方の住所地の市町村へ控除の申請を代行することで、個人住民税の控除を受けることができる制度です。

確定申告を行った場合は、所得税と個人住民税から控除を受けることとなりますが、ワンストップ特例制度を利用した場合は、所得税の軽減相当額を含め個人住民税からまとめて控除を受けることとなります。

□ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用できる方

次の条件を満たす方が、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することができます。ただし平成27年4月1日以降に寄附を

された方が対象となりますので、平成27年1月から3月までの期間に寄附された方は利用できません。

(1) 確定申告や個人住民税申告を行う必要がないこと

※年収2,000万円以上の給与所得者や医療費控除などのために確定申告が必要な場合は確定申告で寄附金控除を申請してください。

(2) 1年間の寄附先(地方公共団体)が5箇所以内であること

□ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する際の手続き

制度を利用するためには、寄附を行った全ての地方公共団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出いただくことが必要です。(押印が必要なため、FAX やメールでの提出はできません)

また、申請書を提出した後に住所変更などがあった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出いただくこととなります。

※下郷町へ寄附を行っていただき、制度の利用をご希望される場合には、寄附金受領証明書の送付時に申請書をお送りいた

しますので、ご確認いただき提出をお願いいたします。

6 寄附の特典

1回当たりのふるさと納税の金額に応じ、別に定めるお礼の品を贈呈いたします。お礼の品は寄附金額や期間などにより異なりますので、町 HP やお問い合わせいただくなどしてご確認ください。

お問い合わせ

〒969-5345

福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷町役場 総務課総合政策係

電話番号 0241-69-1122 / FAX 0241-67-3340

e-mail kanzai_02@town.shimogo.fukushima.jp